

平成29年度 第1回 西宮市農業委員会総会議事録

1. 日時： 平成29年4月20日（水） 午後2時30分から午後3時10分まで

2. 場所： 西宮市役所 東館805会議室

3. 出席者：

【委員】（12名）

（会長）	1 番	吉田 昭光
（会長職務代理者）	2 番	坂口 文孝
（委員）	5 番	岡田 義治
	6 番	茶谷 勝視
	7 番	大前 輝雄
	8 番	松本 俊治
	9 番	森畑 義明
	10 番	奥村 幸弘
	11 番	丸 幸良
	12 番	松田 秀夫
	13 番	二本松 義人
	14 番	高田 孝

【事務局】

（事務局長）	増尾 尚之	（産業文化局長）	太田 聖子
（係長）	銭田 広之	（産業部長）	部谷 昭治
（主査）	吉田 順二		
（副主査）	東 孝二		

4. 欠席者： 0名 5. 傍聴者： 0名

6. 議事案件：

【議案第1号】 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（素案）について
＜審議結果：承認＞

【議案第2号】 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（素案）について
＜審議結果：承認＞

【報告第1号】 農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件

【報告第2号】 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件

【報告第3号】 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

7. 議事内容：

午後2時30分 開始

議 長 委員の皆様、本日はご苦勞様でございます。定刻となりましたので、只今より農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は、在任する選挙による委員10名のうち出席数は10名であり、過半数以上ですので農業委員会総会は成立いたしております。それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにしてご異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

議 長 異議なしとのことでございますので、8番松本委員と、9番森畑委員を議事録署名委員に指名いたしますので、よろしくお願いたします。それでは、これより議案審議に入ります。まず、議案第1号「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(素案)について」を上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。議案書の1ページと、議案第1号「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(素案)について」をご覧ください。

【議案書朗読】

まずは活動計画等について、概要をご説明させていただきます。平成21年1月23日付け農林水産省経営局長からの「農業委員会の適正な事務実施について」という通知に基づきまして、毎年、計画の策定等の手続きを行っております。具体的には、毎年度、地域の農業者等の意見・要望等を反映させた活動計画を作成し、年度末には、活動に対する点検評価をし、公表するものとなっております。農業委員会が行っている業務は、農地法その他の法令に基づき権限で処理する法令業務、例えば農地転用や遊休農地対策などの業務や、農地等の利用の集積、利用の促進など促進等事務がございます。法令業務につきましては、判断の透明性や全国的な公平性が求められているところです。一方、促進等事務につきましては、内外問わず活発な農業委員会の活動が強く求められております。

今回提案する本議案でございますが、年度末にその年度の活動に対しての点検・評価を行うものです。法令事務についての点検・評価、促進等事務については活動計画に対する活動実績や達成状況の評価等を実施するものでございます。当委員会の活動内容の点検・評価の素案でございますので、この後、議決をいただきましたら、ホームページ等で公開し、地域の農業者等からの意見を聴取します。

それでは資料についてご説明いたします。

(「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(素案)」について説明)

Iの法令事務に関する点検においては、例年どおり、法令に従い、適正に事務処理している旨を記載しています。

Ⅱの法令事務に関する評価においては、今年度の利用状況調査の評価などを記載しています。

Ⅲの促進事務に関する評価は、1については西宮市内の認定農業者の状況を、2については担い手への利用集積状況を、3については例年通り違反転用が行われないよう農業委員会の見守り活動により未然防止を図る旨を記載しています。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。よろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。本件に対してご質問・ご意見はございませんか。

委員一同 (質問意見なし)

議 長 なければ、議案第1号「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(素案)について」につきましても、ご承認いただくこととしてご異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

議 長 異議が無いようですので、議案第1号につきましても、承認することといたします。続きまして、議案第2号「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(素案)について」を上程いたします。それでは事務局の説明をお願いします。

事務局 それではご説明いたします。議案書の2ページについてですが、議案第2号「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(素案)について」でございます。

(「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(素案)」について説明)

計画・目標としては、ほぼ前年と同様の内容とさせていただいております。前年に引き続き、遊休農地の未然防止や利用・活用のために、市街化調整区域内で小作権を気にせず農地の貸し借りができる利用権設定について制度の浸透を図って行きたい旨を記載しています。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。本件に対してご質問・ご意見はございませんか。

丸 委員 所々、細かな数値の誤りがみられる。きちんと修正をお願いします。

事務局 わかりました。直ちに修正しまして以後注意します。

議 長 他にご質問・ご意見はございませんか。なければ、議案第2号「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(素案)について」につきましても、ご承認いただくこととしてご異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

議 長 ご異議が無いようですので、議案第2号につきましては承認することといたします。
それでは、これより報告案件に入ります。報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事 務 局 報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」でございます。
【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め、法定要件を完備しておりましたので、事務局専決により、届出を受理しましたのでご報告いたします。

議 長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。

委員一同 (質問意見なし)

議 長 質問もないようですので、本報告はこの程度にとどめます。

続きまして、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事 務 局 報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」でございます。**【議案書朗読】**

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め、法定要件を完備しておりましたので、事務局専決により、届出を受理しましたのでご報告いたします。

議 長 事務局の報告は終わりました。本報告に対してご質問はございませんか。

委員一同 (質問意見なし)

議 長 質問もないようですので、本報告はこの程度にとどめます。

続きまして、報告第3号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事 務 局 報告第3号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」でございます。**【議案書朗読】**

現地調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認し、会長専決にて証明書を交付したので報告します。

議 長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。

委員一同 (質問意見なし)

議長

質問もないようですので、本報告はこの程度にとどめます。

それでは、本日本日予定いたしておりました案件はすべて終了いたしましたので、これを持ちまして、本日の定例農業委員会総会を閉会いたします。

午後 3 時 1 0 分 終了

上記議事録を正当と認め、署名する。

(議長)

_____ (印)

(委員)

_____ (印)

(委員)

_____ (印)